

平成19年度 行政視察報告書（議会運営委員会）

- 1 出張議員 工藤清四郎、東谷良久、村中徹也
堺孝悦、横垣成年、福永忠雄
徳誠、澤田博文、富岡修
- 2 用務 (1) 市政一般について
(2) 議会運営について
(3) 常任・特別委員会の運営について
(4) 議会改革について
- 3 用務地 東京都国分寺市、東京都羽村市
- 4 出張期間 平成19年8月7日（火）から8月9日（木）まで
（2泊3日）
- 5 出張概要

(1) 東京都国分寺市（人口114,839人、世帯数53,481世帯、面積11.48km²）

(ア) 産業別就業人口（平成17年国勢調査）

- 1) 第1次産業 536人（1.0%）
2) 第2次産業 7,981人（15.2%）
3) 第3次産業 42,324人（80.7%）
4) 分類不能 1,626人（3.1%）

(イ) 平成19年度当初予算

- 1) 一般会計 38,866,000千円（うち議会費 307,998千円）
2) 特別会計 28,546,686千円（国民健康保険特別会計ほか6会計）
3) 企業会計 なし

(ウ) 議会関係について

- 1) 議員定数 法定上限数 34人 条例定数 24人 現員数 24人
2) 議員報酬 議長 540,000円 副議長 490,000円
委員長 480,000円 議員 470,000円
3) 党派別議員数 自由民主党 5人 公明党 4人 共産党 4人
民主党 2人 社民党 1人 無所属 8人
4) 行政視察旅費 常任委員会（1人当たり） 75,000円/年
5) 費用弁償 なし
6) 政務調査費 1人当たり月額 20,000円（議員に対し交付）

(I) 議会運営について

1) 行政視察旅費・費用弁償について

行政視察については、常任委員会のみ、一人あたり年額75,000円の旅費が予算化されている。議会運営委員会及び特別委員会については、年度当初からは予定せず、常任委員会の旅費に残余がある場合はそれに対応し、止むを得ない場合は補正予算措置する。

費用弁償については、本会議・委員会ともに一切支給していない。

2) 議会運営委員会について

定数は8人で、任期は2年。各会派から1名を選出し、委員長を選出した会派からはもう1名を選出する。無会派については、すべての無会派議員の中から1名選出する。

3) 質疑及び討論について

質疑及び討論は、通告制ではない。自席で挙手し、質疑及び討論を行う。

4) 一般質問について

招集日の4日前の正午が通告締め切り日で、その7日前が通告の開始日である。発言順序は通告順で、時間制限は申し合わせにより1時間以内となっている。なお、質問の内容に制限はなく、通告書の記載内容は、質問事項と質問の要旨のみとなっている。

5) 代表質問について

施政方針・所信表明に対して行われ、質問時間は会派に属する議員が1時間以内となっている。無会派議員については、3人以上いる場合は、総じて1時間以内、3人未満は総じて30分以内となっている。なお、その質問時間は無会派議員の数により按分することができる。

6) 請願、陳情の取り扱いについて

請願、陳情ともに、定例会初日の20日前を締め切り日とし、本会議の一般質問最終日に所管の常任委員会に付託し審査する。なお、締め切り後、調整日の前日までに提出されたものは、本会議最終日に付託し、閉会中の継続審査とする。

平成14年から、理事者の出席を求めず、議員だけで審査を行っている。議会事務局には市の部長OBである嘱託職員2名(週3日勤務)が配置されており、請願・陳情内容について調査や照会を行い、審査資料を調製している。それ以外に各会派ごとに議員による独自調査も行われており、それらの調査結果を持ち寄って委員会で審査を行うことになる。請願・陳情提出者を待たせることの

ないよう、審査は4回を限度としているほか、請願・陳情提出者の意見を聞くために、委員会の協議会も行っている。

なお、審査報告は会期中であれば最終日に行い、閉会中は次回定例会の一般質問の最終日に行うこととしている。

7) 会議録について

定例会及び臨時会については、反訳を業者委託し、校正は職員で行う。なお、印刷・製本は業者に委託している。

特別委員会、常任委員会及び議会運営委員会については、会議録作成支援システム（音声認識システム）で全文反訳しており、校正・印刷・製本も職員で行っている。

全員協議会については、担当書記が要点記録を調製している。

(オ) 常任・特別委員会の運営について

1) 常任委員会について

4つの常任委員会（総務委員会、厚生委員会、建設環境委員会、文教委員会）は、調査事項として議決したものについて、閉会中の所管事務の調査を行っている。

なお、平成18年の常任委員会の会議日数合計は46日で、会議時間合計は154時間29分となっており、東京都26市の中でも突出して多い。

2) 特別委員会について

平成18年の特別委員会の会議日数合計は29日で、会議時間合計は113時間3分となっており、常任委員会同様、東京都26市の中でも突出して多い。

予算特別委員会について

3月定例会中に設置し、議長を除く全議員で構成し審査を行っている。平成18年は7日間開催されたが、これは予算書1ページごとに質疑応答を行う形式であることによる。なお、以前は予算の内容について、各課長が口頭で説明していたが、理事者側による「個別説明書」の作成・提出をもって口頭説明を省略したところ、1日短縮されたとのことであった。

決算特別委員会について

9月定例会中に設置し審査を行う。委員の選出方法については、会派の所属人数3名につき1名を選出し、委員長を選出した会派からは別枠で1名を選出するが、複数の委員を選出した会派から委員長を選出した場合は、別枠では選

出しない。なお、無党派議員から委員を選出するかどうかは、代表者会議でその都度協議する。平成18年は3日間開催されている。

補正予算審査特別委員会について

一般会計補正予算および土地取得特別会計補正予算について、必要の都度、設置し審査する。委員の選出については、決算特別委員会と同様である。

国分寺駅周辺整備特別委員会について

国分寺駅周辺市街地の再開発整備等に関する調査や対策を担当する。委員の定数は8名である。

庁舎建設特別委員会について

国分寺市役所本庁舎の耐震強度が基準を大幅に下回っていることが本年5月に判明したことを受け、平成19年4月の市議改選後に新たに設置された特別委員会である。市当局においては、当面は仮庁舎への移転で対応することとしているが、5年以内をめどに新庁舎を建設する構想もあるため、庁舎の建設に関する諸問題の調査や対策について協議している。委員の定数は8名である。

(2) 東京都羽村市（人口 57,562 人、世帯数 24,381 世帯、面積 9.91 km²）

(ア) 産業別就業人口（平成17年国勢調査）

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1) 第1次産業 | 206人 | (0.7%) |
| 2) 第2次産業 | 9,372人 | (33.2%) |
| 3) 第3次産業 | 18,027人 | (63.8%) |
| 4) 分類不能 | 639人 | (2.3%) |

(イ) 平成19年度当初予算

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1) 一般会計 | 19,500,000千円（うち議会費 253,185千円） |
| 2) 特別会計 | 13,187,385千円（国民健康保険事業特別会計ほか4会計） |
| 3) 企業会計 | 1,461,526千円（水道事業会計） |

(ウ) 議会関係について

- | | |
|-----------|---|
| 1) 議員定数 | 法定数 30人 条例数 18人 現員数 18人 |
| 2) 議員報酬 | 議長 520,000円 副議長 450,000円
委員長 440,000円（常任委員会及び議会運営委員会）
議員 430,000円 |
| 3) 党派別議員数 | 公明党 3人 共産党 3人 民主党 2人
無所属 10人 |

- | | | |
|-----------|----------------------------|-----------|
| 4) 行政視察旅費 | 常任委員会(1人当たり) | 90,000円/年 |
| | 特別委員会(1人当たり) | 1,800円/年 |
| 5) 費用弁償 | 本会議 なし | |
| | 委員会 鉄道賃・船賃・航空賃:実費(船賃は1等実費) | |
| | 車賃(1kmにつき):23円 | |
| | 日当(1日につき):1,800円 | |
| | 宿泊料(1泊につき):15,000円 | |
| | 食事料(1夜につき):1,800円 | |
| 6) 政務調査費 | 1人当たり年額 | 180,000円 |

(I) 議会運営について

1) 議会運営委員会について

定数は7人で、委員の選出方法は会派別比例配分である。1人会派を認めており、1人会派全体を比例配分の単位とみなし、1人会派からも委員を選出している。

2) 本会議について

初日からおおむね3日目前半まで一般質問等を行い、一般質問終了後(おおむね3日目後半から)、請願・陳情及び当初提出議案の審議等を行う。最終日には、委員長報告及び付託案件の審議、追加提出議案の審議等を行う。

3) 発言場所について

議員の発言及び理事者の答弁席を設けているが、質疑や一般質問の再質問以降は自席での発言となる。

4) 質疑及び討論について

本会議での討論については事前通告する。委員長の報告、及び議員提出議案に対する質疑は最終日の2日前までに、また、当日議決の案件でわかっているものについては事前に通告する。なお、質疑は会議の進行上支障がない限り、発言を許すのが例となっている。

発言順序については、反対討論と賛成討論が交互になるよう議長が順序を決める。

質疑の回数については、同一議題について3回までと制限されているが、時間の制限はない。

5) 一般質問について

招集日10日前の午後5時まで事前通告を受け付け、その人数を基に定例会初日の8日前の議運で会期を決定する。

代表質問はなく、全て議員個人による質問であるが、要望を述べることのないうように制限されている。

質問順序は通告順としており、質問時間は60分以内と制限されているが、質問回数に制限はない。第1回目の質問は登壇し全問まとめて行い、その答弁に対する再質問からは、一問一答方式により自席で質問応答を行う。

6) 予算及び決算の審査について

予算審査については、3月定例会に議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し審査する。

決算審査については、9月定例会に議長及び議会選出の監査委員である議員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査する。

どちらの特別委員会もおおむね2日間の開催となっている。

7) 請願、陳情の取り扱いについて

請願書について、定例会前の最初の議会運営委員会の2日前までに提出されたものについては、議会運営委員会で審査し、当該定例会での上程の有無を決定する。これ以後に提出されたものについては、次回定例会での処理となる。なお、上程されたものは原則として所管の常任委員会に付託して審査し、最終日に審査報告を行う。

陳情書については、内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理している。議長は陳情書の取り扱いについて議会運営委員会に諮問するのが例となっており、議運での協議により、議長処理か本会議での審査かを決定する。

8) 会議録について

定例会、臨時会、特別委員会、常任委員会、議会運営委員会の会議録について、原則として反訳～印刷・製本まで、すべて業者委託している。

定例会、臨時会の会議録については、写しを30部作成し、議員、図書館等に配布しているが、特別委員会、常任委員会、議会運営委員会の会議録については、原本及び写し1部を作成し事務局保管している。

全員協議会については、会議録を作成していない。

(オ) 議会改革について

1) 第1次議会改革検討委員会について

議長の諮問機関として平成16年に設置された。委員の定数は8名で、会派比例配分により選出されている。

第1次議会改革検討委員会は、平成16年2月9日～12月16日の間に、のべ13回開催され、平成16年8月に15項目について議長に中間報告し、平成16年12月に8項目について議長へ最終報告した。

その結果を受け、改革した主な事項は以下のとおり。

一般質問の「一問一答方式」の導入

平成17年3月定例会において試行実施し、6月定例会から本格導入した。

議会ホームページの充実について

平成16年7月上旬に内容を一新した。議長交際費の公開等、新しい内容を盛り込み、3ページ程度の内容であったものが約200ページになった。

議会日程の年間公表について

12月に年間の日程案を作成し、議会ホームページに掲載している。

議会用語の見直しについて

平成16年9月定例会から、文語調をできる限り現代の話し言葉に置き換えたり、表現を簡潔にする等、市民にわかりやすい言葉に改めた。

政務調査費の支給方法の見直しについて

平成17年3月定例会において条例を改正し、収支報告書への領収書等の証拠書類の添付を義務付けた。また、証拠書類の保存期間を現行の3年から5年に改め、年度途中の会派からの議員の離脱等、所属議員数の変更については月割計算により算定することとした。

傍聴規則の見直しについて

平成16年12月定例会から、傍聴受付簿への年齢の記載を廃止し、傍聴制限の規定にあった「異様な服装」などといった表現を見直した。また、児童・乳幼児の入場制限を削除した。

会議録の早期作成について

平成16年6月定例会分から、定例会の会議録は次の定例会の一般質問通告開始日までに作成し、配布している。また、ホームページの会議録検索システムへの掲載についても同様としている。

議案の配布方法、事務連絡等の合理化について

催しの通知や急を要する連絡はファックスによることを基本とし、議案等の公文書については議員交換箱へ配布し、その旨をファックスで連絡して、議員が各自で取りに来ることとしている。

議会議員の定数について

委員会では結論を示さず、検討内容を基に全議員により決定していくこととして、議員全員協議会において意見交換を実施した。それらの検討結果を踏まえ、平成17年3月定例会において、議員定数を現行の20人から18人とする条例改正案が賛成派から議員提出された結果、賛成多数で可決された。

2) 第2次議会改革検討委員会について

第2次議会改革検討委員会は、平成17年12月20日～平成18年12月19日の間に開催され、平成18年9月に13項目について議長に中間報告し、平成18年12月に、15項目について議長へ最終報告した。その結果を受けて改革した主な事項は以下のとおり。

議会だよりの充実について

議会だより編集委員会を中心に、平成18年5月発行の議会だよりから、一般質問の部分を一問一答方式へと改め、原稿を議員自らが作成している。

傍聴者へ提供する資料の充実について

個人情報保護に留意しながら、議案ならびに議案資料の閲覧など、なるべく多くの資料を傍聴者に提供している。

傍聴者を増やすための工夫について

議会開催日に、庁舎正面玄関及び地階玄関に「議会開催中」の看板を掲出した。また、傍聴者には議員及び執行部の座席表を配布し、発言者の氏名等がわかるようにした。

全議員への議会スケジュールの提供について

各議員が議会全体のスケジュールを把握する体制が整っておらず、議会内の情報の共有が十分に図られていない状況にあったため、1週間単位の議会スケジュールを作成し、ファクシミリにより提供している。